

連合福岡ユニオンとは

連合福岡ユニオンは、「いつでも、誰でも、一人でも入れる個人加盟の労働組合」です。

労働組合のない大企業や中小零細企業を問わず、雇用形態も正社員、パート、臨時、嘱託、アルバイト、派遣、契約社員、管理職など誰でも加入できます。

働く上でのトラブルや問題は、連合福岡ユニオンに加入するたくさんの仲間の団結と連帯の力で解決します。

「みんなは一人のために、一人はみんなのために」これが基本となる考えです。

解雇、退職勧奨、賃金未払い、労災、いじめ・セクハラなどの労働相談（無料）も受け付けています。

一人で悩まずちょっと相談してみませんか？

加入のご案内

■手続き

入会金（3,000円）と1ヵ月分の組合費を添え、加入申込書を提出してください。

■組合費（月額）

基準内賃金の1.5%（但し、下限1,000円、上限4,000円）。

例)基本給20万円のケース・・・

20万円×1.5%=3,000円/月です。

所在地・連絡先

住所：〒812-0025

福岡市博多区店屋町6-5 小松ビル1F

Tel：092-273-2114

Fax：092-273-2160

Mail：fukuuni@hyper.ocn.ne.jp

HP：http://www.fukuuni.jpn.org

相談受付時間

■月曜日～金曜日 9:00～18:00

※来所の場合は事前に予約してください

※夜間の相談にも応じられる場合がありますので、お早めにお電話にてお問い合わせください

■毎月第4土曜日 14:00～18:00

※土曜日の労働相談は、前日までに予約のあった来所の相談のみ受け付けます

※土曜日の労働相談は、活動の都合上、お休みする場合があります

アクセスマップ



働くすべての人の権利が



等しく尊重される日をめざして

連合福岡 ユニオン

RENGO-FUKUOKA UNION



One for All, All for One.

労働相談

「リストラされそうだ」、「明日から来なくてよいと言われた」、「給料を払ってくれない」、「残業代が正確に払われない」、「就業規則がない」、「有給休暇が取れない」、「仕事中ケガしたのに補償がない」、「いじめやセクハラで困っている」、「社会・雇用保険がない」など、働く上での悩みがあれば気軽にご相談ください。

労使紛争解決

解雇、退職勧奨、賃金未払い、労働災害、いじめ・セクハラなど、一人で解決できない問題でも、ユニオンに加入すれば解決できます。労働紛争の95%以上は団体交渉で解決しています。

ふれあい・情報発信

組合員の親睦・交流のためのレクリエーションを催し、組合員同志の“横のつながり”を強化しています。

また、月に一度、労働法や組合活動の基礎知識について、どなたでも参加いただける「市民公開労働講座」も開催しています。

ひとりで結論を出してしまう前に、
ちょっと相談してみませんか？
ユニオンがあなたの力になります。

パート・派遣・管理職でも

パート、嘱託、派遣・契約社員など「非正社員」も労働者としての権利は同じです。管理職も労働組合に加入できます。

疑問に思ったらまず相談を。

ユニオンには派遣社員の「派遣労働者ネットワーク」、管理職の「管理職ユニオン」があります。

ユニオンに加入して雇用の安定、差別を許さない職場にしましょう。

労働組合づくり支援

ユニオンには職場ごとの分会もあります。労働組合結成から運営までの助言・指導を行っています。

ユニオン共済

働く仲間による助け合いとしてユニオン共済があります。結婚・出産の祝金、休業見舞金、火事・災害時の見舞金の給付があります（月掛金1,000円）。

全労済の生命共済、総合医療共済、マイカー共済などがあり、自由に加入できます。